

団体の概要

(令和 7 年 2 月 10 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはましいそごくしゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会			
所在地	〒235-0016 横浜市磯子区磯子 3-1-41 磯子センター5 階 ※登記簿上の所在地をご記入ください（市税納付状況調査（様式 5 同意書による）に使用します）。			
設立年月日	平成 5 年 4 月 1 日			
沿革	昭和 26 年 3 月 任意法人として設立 平成 5 年 3 月 社会福祉法人認可 平成 5 年 4 月 設立登記 平成 11 年 社会福祉関係団体（共同募金・日本赤十字社等）の事務局が区役所から 移管され、現在も社会福祉関係団体 7 団体の事務局を担っています。			
事業内容等	本会は、社会福祉法 109 条に規定された公共性の高い団体として、地域住民の福祉活動への参加を促進し、磯子区における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。 【主な事業内容】 ①地区社会福祉協議会への活動支援 ②ボランティア活動の推進・支援 ③福祉教育・広報啓発活動 ④助成金配分事業 ⑤当事者団体活動支援 ⑥権利擁護事業（あんしんセンターの運営） ⑦移動情報センター事業 ⑧生活支援体制整備事業 ⑨生活福祉資金貸付事業 ⑩磯子区福祉活動拠点の管理・運営 ⑪その他本会の目的達成のために必要な事業			
財務状況	年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	総収入	62,059,731	102,268,117	70,971,823
	総支出	96,583,983	63,706,301	67,954,248
	当期収支差額	△34,524,252	38,561,816	3,017,575
	次期繰越収支差額	36,685,312	71,209,564	32,647,748

連絡担当者	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
特記事項	

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における福祉保健活動拠点の役割について

区の施策を踏まえ、地域において福祉保健活動拠点の指定管理者として行うべき取組を、具体的に記載してください。

磯子区社会福祉協議会（以下、区社協）の基本理念である「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」を軸に、以下の取り組みを行います。

1. 地域福祉保健活動の推進

活動の大切な要素となる“場”の提供により、既存の福祉保健活動の継続性を担保します。また、会員組織である本会の強みを活かし、人と人、団体間、そして様々な情報をつなぐ総合的な活動の拠点として、区内の「地域福祉ネットワーク」の推進と強化に努めます。

区内で行われる様々な福祉保健活動の情報収集や発信に留まらず、ボランティアのネットワークをはじめ、自治会町内会、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等との情報共有を図るとともに、本会を含めた 18 区社協や横浜市ボランティアセンターとの情報共有により「小地域→区域→市域」に至る連携の要としての機能を担います。

2. ボランティア活動の振興

磯子区福祉保健活動拠点の運営を通じて、区内の福祉保健活動団体やボランティア活動が活性化するように支援します。区社協の他事業を通じた支援や会議等で得た情報を活用することで、より精度の高い支援へとつなげていきます。

あわせて、把握した区内の福祉保健ニーズを基に「新たな福祉保健人材」の発掘・育成に取組み、地域福祉活動者の裾野を広げていきます。

3. 適正な施設運営

拠点の利用にあたっては、「利用者本位」を大切に、活動団体とのコミュニケーションを積極的に行い、利用者の視点に立った運営に努めます。あわせて、利用者調整会議やご意見箱等、本会ボランティア・市民活動分科会等で得た各種ご要望やご意見を積極的に拠点運営に活かしていきます。

また、本拠点は高齢者から障害児・者、さらに子育て世代や子ども、外国人等、様々な方がご利用になるため、誰もが安心して、笑顔でご利用できるような“場”となるように安全管理に努めます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、福祉保健活動拠点として課題解決のために行っていく取組について、具体的に記載してください

磯子区は、市の南東部に位置し、海に面した平地と、それを囲む丘陵地からなっております。海側平地には工業地帯が多く、平地から丘陵地にかけてマンションや戸建てがあります。

人口推移を見てみると、平成3年の17万人の人口をピークに年々微減傾向にあり、令和7年1月時点では16.4万人となっています。その反面、高齢化率は平成2年の9.2%に対し、28.0%まで急増しています。また、生活保護率は市の平均1.84%に対し1.90%となっています。平成10年の0.56%と比較すると、約3.4倍と25年ほどで急増しており、生活保護に至らないけれども困窮している方を含めると、相当数の方が生活困窮と状態にあると見えます。特に新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、生活福祉資金の特例貸付は約4,200件（約11億6千万円）の貸付を行い、貸付が終了した現在も、生活の立て直しが困難で償還が立ち行かない方も多くいます。区社協で行っている食支援も年々増加しており、令和5年度は163世帯に実施しています。

障害分野においては、身体障害者手帳所持者は4,668人、愛の手帳所持者は1,701人、精神障害者保健福祉手帳所持者は2,222人で精神障害の方は年々増加傾向です。

さらに、近隣等のコミュニケーションの希薄化や、商店等の閉店による買物や移動の課題等が山積しています。また、外国籍を持つ方々も増加しており、言語によるコミュニケーションの課題等もあります。

その一方で、地域では住民等による福祉活動が多く行われています。特に高齢者を支えている配食サービスや、サロン、見守り活動等、ボランティア団体をはじめ、自治会・町内会や民生委員児童委員等の地域関係団体が主体的に進めている活動は数多くあります。子育て支援では、子ども食堂や学習支援、障害者支援では、運動会や移動支援、生活困窮者にはフードドライブの食支援等様々な活動があります。

福祉保健活動拠点として、区民の福祉意識の醸成や各種人材の育成、活動に関する相談・援助等により、地域活動を支援し、多様な主体と連携しながら活動できる場としての機能を果たします。また、拠点の利用団体はもとより、区内の福祉保健関係団体の抱える課題等を把握し、本会の強みである会員組織等の地域福祉保健のネットワークにより、関係機関と連携協働しながら、地域とともに課題解決に取り組みます。

(3) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

- ・毎年5月に、磯子地区社協及び磯子地区連合町内会等と連携して、障害児・者や高齢者を招く「磯子地区ふれあい運動会」を開催しており、体育館の利用にあたって磯子センターに協力をいただいております。また、年に1回実施している災害ボランティアセンター設置・運営訓練でも同様に磯子センター協力のもと、体育館を利用しています。
- ・毎年9月の磯子まつりと同日開催で、区社協・磯子センター・同敷地内にある磯子地域ケアプラザの3者共催で「いそごふれあいフェスティバル」を開催し、福祉の啓発やボランティア団体や障害関係団体の活動の紹介や発表を行っています。
- ・防災関係では、年2回防災訓練（消火訓練・避難訓練・防災減災の講座等）を磯子センターと連携して行っています。

- ・磯子センターで実施する講座やイベントで、ボランティアについて説明する時間をいただき、新規のボランティア開拓でご協力をいただいています。また、区社協に寄せられるカレンダーなどの寄付を磯子センターの利用者にも配分していただいたりと、お互いの日頃の業務でも連携を図っています。
- ・各施設がお互いの強みや特性を理解し合うことにより、それぞれの来館者のニーズに沿って他の施設に繋げ、各施設の登録団体等が他施設に活動の場を広げる働きかけをするといった連携ができています。特に、磯子地域ケアプラザとは、介護保険や生活困窮の相談等について日常的に連携して対応しています。
- ・磯子センターの工事などで、ボランティア相談などの業務に支障がある場合は、磯子センター1階に福祉保健活動拠点の臨時窓口を設けたり、磯子地域ケアプラザ内の設備を利用させていただいたり、運営面でもご協力をいただいています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

ア 法人理念

本会は、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という基本理念の実現に向けて、会員組織としてのネットワーク機能を活かした地域福祉活動を推進し、地域住民や関係機関の皆様とともに共助の層を厚くする取組を進めています。

イ 基本方針

法人理念の実現に向けて、本会では横浜市社会福祉協議会（以下、市社協）等との協働により長期的な基本方針を定めた「長期ビジョン」を策定しています。

現在の長期ビジョンは、2025年までのものとなりますが、次の15年間に向けて「長期ビジョン2040」の策定を進めています。多様化する社会課題に向けての組織の方向性をまとめたもので、これらを具体的に推進するために5年を単位とする中期計画も策定しています。

また、磯子区役所とともに事務局を担っている第4期磯子区地域福祉保健計画（スイッチ ON 磯子）では「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」を基本理念とし、「共に支えあうお互いさまのまち」「自分らしく健やかに暮らせるまち」「多様性を認めあい活動が広がりつながりのあるまち」の3つの基本目標を掲げています。磯子区役所、区内地域ケアプラザとともに、計画の推進に取り組んでおり、現在は令和8年度から始まる第5期の計画策定も進めています。

ウ 事業実績等

今回提出（インデックス番号5）の「令和5年度事業報告書」および「令和6年度事業計画書」をご参照ください。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

- ・本会の財源は、福祉保健活動拠点運営に伴う指定管理料のほか、会員からの会費や賛助会費、共同募金配分金、寄付金、市社協補助金及び委託料等多様な財源により構成されており、安定した経営ができる基盤を十分に確保したうえで、様々な地域福祉推進にかかわる事業を実施しています。
- ・一般会計の予算規模は、約 6,206 万円であり、全体の 51.5%が指定管理料等受託金、19.6%が共同募金配分金、市・県社協の補助金が 12.0%、会費や賛助会費が 10.3%、寄附金が 3.7%、事業収入が 1.3%、その他 1.6%となっています。
- ・収支的には、流動比率（流動資産/流動負債）でみると、一般的には 200%以上が望ましいとされているところ、令和 5 年度は 736%と資金繰りも健全であり、短期的な支払い能力は問題ありません。また、自己資本比率（純資産/総資産）は、75%以上が目安とされているところ、令和 5 年度は 96.4%となっており、健全性が高い状態を維持しています。
- ・租税等については、市社協や税務署等の指示・指導に基づき適正に納付を行っております。
- ・本会の財源は、区民・市民の皆さまからお預かりした大切な浄財であることから、常に費用対効果を意識するとともに、可能な限りのコスト削減に努めた事業展開を心がけています。今後も、より安定的で効果的な経営及び運営を目指して、より一層の業務改善と効率化に努めます。

3 職員配置及び育成

(1) 職員の確保及び配置について

福祉保健活動拠点を運営していく上で、必要な職員の確保、適正な配置についての考えや計画を記載してください。

<記載場所>

総括責任者を本会事務局長、管理運営責任者は事務局次長を充てるとともに、福祉保健活動拠点の運営担当として、常勤職員 2 名（拠点運営担当 1 名とボランティア事業担当 1 名）と非常勤職員のボランティアコーディネーター 2 名、さらに拠点管理の非常勤職員 4 名を配置し、各部屋の利用促進やボランティア相談等に対応します。※常勤職員は兼務

必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、地域福祉の推進やボランティア活動支援、施設管理に意欲のある職員を配置します。

また、常勤職員は、横浜市社会福祉協議会全体で一体的な人事管理を実施しており、法人スクールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

非常勤職員は、現在、配置している職員を継続して配置することで業務の継続性を担保します。採用にあたっては、様々な媒体を活用し、公正・公平な人材確保を行い、十分な研修を実施の上、実務にあたります。

(2) 育成・研修について

福祉保健活動拠点の機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 人材育成について

本会の人材育成は、横浜市社会福祉協議会と一体的に進めています。横浜市社会福祉協議会が定める「人材育成計画」において、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱とし、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 研修計画について

研修計画に基づき、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な研修を実施することで、知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

＜参考＞令和6年度 職員対象研修（抜粋）

	研修名		研修名
基幹研修 他	職員全体研修	実務研修	労務管理研修
	人権研修		地区社協のてびき研修
	ハラスメント研修		区地域福祉保健計画推進担当者向け研修
	メンタルヘルス研修		生活福祉資金研修
	地域福祉実践研修		福祉保健活動拠点管理事業担当者向け研修
	新任(採用時)研修		ボランティア担当者向け研修
	新任(フォローアップ)研修		ボランティアコーディネーター研修
	OJT研修		福祉教育担当者向け研修
	2級職員研修		災害ボランティアセンターについて学ぶ研修
	主任職員研修		身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業研修
	新任管理職研修		身近事業の視点から個と地域支援の一体的展開を考える
	管理職研修		食支援オリエンテーション
	接遇・マナー研修		他、経理・労務研修などの実務研修
	苦情解決研修		

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕

計画について、具体的に記載してください。

本会は、区民の自主的な福祉保健活動が「安心して」「快適に」実施できるよう当該施設の管理運営に取り組みます。また施設・設備の老朽化による修繕が必要となってくることも予測されることから、区と協議しながら計画性をもって進めていきます。

1. 施設・設備の維持管理

施設管理者点検を行い、定期清掃や専門業者による点検等によって施設の劣化状態を確認し、施設の維持保全に役立てます。また、利用者の健康管理に影響のある空調設備や、福祉保健活動に必要となる各種機材については、優先的に対応します。

2. 小破修繕の取組

日常の点検等から派遣した建物や設備等の修繕の必要が生じた場合には、速やかに対応します。指定管理料に見込まれる予算より高額な経費が発生する場合には、磯子区役所と協議の上、追加の協定を結び、修繕対応します。

3. 快適な環境づくり

職員による日常的な管理に加え、専門業者による日常・定期清掃を実施することで、清潔な施設環境を維持するとともに、掲示物やパンフレット等の配架についても、美観維持を図るように配慮します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

横浜市社会福祉協議会内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を本会においても共有し、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「緊急時対応マニュアル」に則り、職員が状況を確認し、必要に応じて救急車の出動要請、病院への搬送を行うなど、適切かつ迅速に対応します。また、速やかに区役所等の関係機関への第一報を行う等初動対応を行います。

また、発生した事故への損害賠償等については、施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応します。

福祉保健活動拠点内には、自動体外式除細動器（AED）を設置し、緊急時に職員及び利用者が対応できるよう体制を整えています。

(3) 防災等に対する取組について

震災や風水害等の防災への取組や感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、利用者と職員の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、被害の最小化に努めます。

災害対策マニュアル以外にも、法人として事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として職員を派遣しており、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えています。

感染症の発生・まん延に対しては、マスクの着用、手洗い・消毒の励行等に加え、必要に応じて密を避けたゾーニングや利用定員の制限を行うなどして感染拡大の防止に努めます。あわせて、ノロウイルス等の感染症の対応についての研修など、必要に応じて内部研修を実施しています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民及び団体等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

福祉保健活動拠点は横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけます。

コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。職場全体や業務ごとにコンプライアンスに関する目標を設け、一人ひとりが高い意識をもって職務にあたるよう心がけます。

また、法令順守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- ・毎年、窓口満足度調査を実施し、より広く利用者からご意見を伺い、業務改善に役立てます。結果と改善策は館内に掲示しています。あわせて、利用調整会議を開催し、利用団体から拠点の管理や運営について直接ご意見をいただくとともに、利用団体同士の交流の機会として活用しています。また、福祉保健活動拠点内にご意見箱を設置することで、福祉保健活動拠点を利用される方からのご意見・ご要望をお受けする体制を整備するとともに日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、改善に取り組みます。
- ・申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、福祉保健活動拠点に係る苦情に

についても本制度に基づき、適切に対応しています。

所属（一次対応）、横浜市社会福祉協議会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。

また、横浜市社会福祉協議会で開催する「苦情解決研修」に職員を派遣し、受講職員が職場内で伝達研修を実施することで、研修内容の共有に努めます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時には施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しは原則禁止としています。

あわせて年に1回、自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2 情報公開について

法人の運営状況を本会ホームページに掲載するなど、積極的に情報公開へ取り組みます。

また「本会の保有する情報の公開に関する規程」に基づき、必要に応じて各種情報を公開します。さらに事業計画・予算、事業報告・決算や第三者評価の結果など、特に重要な運営状況については窓口で随時ご覧いただけるよう、閲覧用ファイルを設置します。

3 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹となる研修として位置づけ、実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。あわせてリサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

また、プラスチック対策や食品ロス削減に取り組むことで、SDG s の達成や脱炭素社会の実現に

貢献していきます。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は 28 度、冬は 20 度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

物品購入や各種契約については、横浜市中企業振興基本条例や本会経理規程等に基づき、中小企業への発注を優先します。特に 100 万円以上の契約については、本会規程等に則り、本会業者選定委員会を組織し、その対象となる業者を選定します。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

本会事業の実施にあたり、区内障害者施設等への発注を積極的に行うとともに、必要に応じて横浜市社会福祉協議会が運営する「よこはま障害者共同受注総合センター」を通じて、市内障害者施設への役務や物品の発注を行うことで、障害者の社会参加促進や工賃向上に寄与します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。また、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的および不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として策定した『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率の継続的な達成を目指すとともに、障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指すことで、障害者雇用推進に取り組みます。

5 事業

(1) 施設の提供について

ア 利用団体との関係性の構築・支援について

利用団体の情報を把握し、支援するための取組について、具体的に記載してください。

1. 利用団体との顔の見える関係性の構築

新たに拠点利用を希望する団体については、登録時に団体の活動内容などを詳しく聞き取ります。また、各団体の拠点の利用時にも職員から団体へ積極的に声掛けを行い、活動内容を把握するとともに、活動に必要な支援などを確認します。日頃より積極的に声掛けを行うことで、相互に相談しやすい関係づくりを進めます。

2. 拠点施設の提供

諸室の特徴・設置備品などを踏まえ、利用希望団体の使用目的や利用人数を考慮した適切な利用調整を行うことで、福祉保健に関わる活動の場を提供します。

利用団体が継続して快適に拠点を利用いただけることを第一として、さらに各団体が相互につながりを持って活動ができるように情報提供します。関係事業や地域イベント等への参画を促します。

また、館内に設定しているご意見箱、窓口満足度調査、利用調整会議、拠点利用時の聞き取りなどにより利用団体の情報やニーズを把握します。把握した団体を基に、団体ごとの適切な支援につなげるとともに、区社協の各事業にも活用することで、区内の地域福祉の底上げも図ります。

3. 利用調整会議の実施

毎年、利用登録団体を対象とした利用調整会議を実施します。各団体に共通するテーマについての研修（感染症対策や災害時対応など）や団体間の交流も図るとともに、拠点利用における注意点をお伝えします。あわせて、利用登録団体から活動内容や拠点利用時の意見などを伺います。いただいた意見などを基に、拠点運営の改善などに活かすとともに、利用団体の具体的な支援等につなげていきます。

4. 拠点担当者間の情報共有

拠点担当職員は、日中・夜間と交代するため、利用団体の活動に関して職員間で共有が必要な事項については、交代時に口頭での引継ぎや業務日誌等で共有します。また、日常的なコミュニケーションを大切に業務を行っていきます。

5. 拠点利用登録の更新

利用団体には3年に1回利用登録の更新確認をします。特に利用の少ない団体については、活動の継続などを確認する機会とします。

6. ロッカー・メールボックスの貸し出し

登録団体の福祉保健活動を円滑に進めるため、希望する団体にロッカー・メールボックスの貸し出しを行います。なお、希望者数が多い場合の貸し出し可否や、貸し出し場所については抽選で決定します。

イ 施設の利用促進について

施設稼働率の数値目標及びボランティア等の育成支援を踏まえた利用促進の方針について、具体的に記載してください。

目標：全室全日総平均稼働率 35.0%を目指します。

令和5年度の全室全日総平均稼働率は27.0%で、各部屋では、多目的研修室 45.8%、団体交流

室 42.5%、点字製作室 29.0%、録音室 19.7%、対面朗読室 27.0%となっています。平日は全室で 32.6%、土日祝日は全室で 19.0%となっており、また、日中は全室で 35.3%、夜間は全室で 8.1%です。

土曜日日中の多目的研修室が 94.1%の稼働率ととても高い一方で、点字制作室や録音室等の特定の目的のある部屋の夜間の稼働率は 10%弱と低くなっています。

原因分析としては、磯子駅から離れており、老人福祉センター・磯子地区センター（磯子センター）内の 4 階・5 階の同一建物内にあり、また、同敷地内には地域ケアプラザもあることから、利用者の分散化が理由の一つとして考えられます。また、夜間の施設周辺は暗く人通りも少ないことも考えられます。

このような、環境的な原因もありますが、以下のような対応を行い稼働率の向上に努めます。

1. 本会の強みを活かした P R 活動の実施

本会ホームページや SNS、広報紙「福祉いそご」等での PR を行います。また、さらなる周知の拡大に向けて、本会会員や福祉関係団体等のネットワークを通じた周知活動に取り組みます。

2. 新たな利用団体の獲得

本会主催の各種ボランティア講座等での PR を行い、グループでの活動場所としての利用を提案していきます。

また、区内のボランティアグループ連絡協議会や助成金配分団体等、本会の強みのネットワークを活かし、周知していきます。

3. 土日・祝日の稼働率向上に向けて

就労者や学生等、平日日中に活動参加が難しい層に向けて、ボランティア（入門）講座を土日に実施したり、土日祝日の部屋利用に特化した PR を行う等、新規事業・既存事業の両面で工夫しながら取り組みを進めます。

4. 利用環境の整備

世代や対象を問わず、誰もが安心して本拠点をご利用いただけるよう、館内は障害のある方や高齢の方に限らず誰もが利用しやすい施設となっています。

本会では相手の気持ちを思いやる「心のバリアフリー」に積極的に取り組みます。具体的には、以下の方法でツール面と職員教育面での整備を行います。

ツール面では、聴覚障害のある方とのコミュニケーションを円滑に行うためのコミュニケーションボードや筆談ボード、スマホアプリの活用、外国籍の方とのコミュニケーションを円滑に行うための多言語翻訳アプリの活用、オンラインでの整備として Wi-Fi 環境の整備などです。

職員教育面では、定期的な接遇研修の実施や、高齢者理解・障害者理解等の内部研修などです。また、利用時の部屋の手洗い、消毒の励行等については、引き続き周知していきます。

(2) ボランティアに関する事業について

ア ボランティアに関する情報収集、分析及び計画立案について

支援を必要とする人・団体のニーズに関する情報収集、地域のニーズ等の分析及びそれらに基づいて事業の計画立案を行う方針等について、具体的に記載してください。

急速に進む少子高齢化により生活環境や暮らしのあり方が変わりはじめ、磯子区内においても公的な制度やサービスだけでは解決できない様々な課題が発生しています。

本会に寄せられるボランティア相談を「総合相談」と捉え、ニーズに沿ったボランティアコーディネートをを行うとともに、相談者の状況や背景に応じて各分野の専門機関等と積極的に連携し対応します。

1. 支援を必要とする人への対応

支援を必要とする人は相談窓口や相談方法等について詳しい情報を持っていない場合が多く、相談すること自体に躊躇することが考えられます。ボランティアセンターの窓口や電話による相談だけではなく、各職員が積極的に地域に出向きながら様々な場面・機会を通じてニーズの把握に努めます。

本会移動情報センター担当職員等他部門とも連携し、公的なサービス支援の対象に当てはまらない、制度の狭間にある個別ニーズの把握に努めるとともに、地区担当職員と連携し、地域でのボランティア対応を進めていきます。また、権利擁護事業等の本会事業で把握した個別の課題等について、必要に応じてボランティアによる支援も行っていきます。

2. 支援を必要とする団体への対応

利用者調整会議での意見交換や利用時のヒアリング、本会ボランティア団体分科会、本会が実施する助成金配分事業等を通じて、団体が抱えているニーズを収集・分析し、事業に反映させていきます。

また、共同募金会事務局を本会が担っていることを活かし、地域障害福祉サービス事業所等募金箱設置の福祉施設や団体からもニーズを収集することで、ボランティアセンター登録団体にとどまらない幅広い情報収集を図ります。

3. 情報収集・分析の方法

- ① 窓口や電話、Eメール等による相談・問い合わせへの対応
- ② 本会事業（移動情報センター事業や権利擁護事業 等）を通じた把握
- ③ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）との連携による把握
- ④ 登録ボランティアの更新手続きによる最新のボランティア活動の状況把握
- ⑤ 本会助成金配分団体へのヒアリングや見学による把握
- ⑥ 地域で行われている高齢者サロンや食事会等との連携による把握
（参加者や担い手との会話、ちょっとした変化等を把握する）
- ⑦ 区内9地区社協のネットワークを活かした情報収集
- ⑧ 本会の会員組織（部会・分科会）を通じた情報収集と提供

- | |
|---|
| <p>⑨ 地域ケアプラザとの連携、地域ケア会議や地区支援チームからの情報把握</p> <p>⑩ 市内 18 区社協のネットワーク、横浜市ボランティアセンターとの連携による情報共有</p> |
|---|

イ ボランティアに関する広報及び情報提供について

ボランティアに関する情報を、ボランティア活動者、利用者及び地域住民等に提供する方法について、具体的に記載してください。

1. 定期的な情報紙の発行

ボランティア募集情報や講座開催等のお知らせを記載した、ボランティア情報紙「ボランティアニード情報」を、年 4 回発行します。ボランティア登録者へ約 300 部送付するとともに、区内地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティ・スクール等の区民利用施設に約 300 部配架します。あわせて、後述の本会ホームページや SNS でも発信します。

また、本会広報紙「福祉いそご」でも、ボランティア情報について取り上げます。福祉いそごはタウンニュースの紙面を買い取っての発行となるため、普段あまり福祉と関わりのない方の目にも止まりやすく、新規のボランティア開拓につながる効果を見込んでいます。

2. インターネットの活用

本会の「公式ホームページ」や「公式 X」、「公式 LINE」を活用して、イベント情報やボランティアに関する情報を提供や前述の「ボランティアニード情報」の発信を行います。

インターネットの即時性を活かして、気になるボランティアがある場合は、そのままボランティア登録ができるように工夫をして運営します。

3. 情報コーナーの設置

拠点内に分野別等の情報コーナーを設け、チラシの配架やポスター等の掲示による情報提供を行います。また、各団体について紹介した動画を放映します。

4. 本会事業やネットワークを活用した情報発信

各地区の地区社協等、地域の会議等を通じて各種情報を発信します。

また、各地域ケアプラザ主催のボランティア関連講座において区ボランティアセンターの周知を行い、各地域にも情報が行き届くよう努めます。

ウ ボランティアに関する相談・紹介について

ボランティアに関する相談・紹介の方法と、ボランティアコーディネートを推進するための計画について、具体的に記載してください。

本会がこれまで培ってきたコーディネートのノウハウを活かし、専門の知識を持ったボランティアコーディネーターが、ボランティア活動や市民活動に関する様々な相談に来館・電話・Eメール等で対応します。相談を通じて地域の課題を把握し、本会のネットワークを活用して新たな人材の育成を進めながら解決に結び付けます。
--

1. ボランティア活動希望者への対応

(1) 面談・登録

ボランティア活動希望者（個人・団体）に対し面談を行い、活動のきっかけや希望等を聞き取るとともに、ボランティア活動の意義や効果等を丁寧に伝えることで実践へとつなげ、活動の機会を提供します。活動希望者には、ボランティア登録を進め、継続的にきめ細かなマッチングやフォローを行っていきます。

(2) 活動の紹介

ボランティア登録者には、個々の希望内容と依頼者からの希望内容を丁寧に照らし合わせながら、活動を紹介します。事前の打ち合わせをする場合は、コーディネーターが必ず同行し、依頼者と活動者の顔合わせの支援も行います。

(3) 活動後のフォローアップ

活動終了後には活動状況を聞き取り、必要に応じてアドバイスや活動先との連絡調整を行います。なお、ボランティア登録は原則3年に1回更新を行うことで、登録者の動向に応じたコーディネートができるように努めます。

2. ボランティア依頼者への対応

(1) 相談受付

ボランティア依頼者からの依頼内容について丁寧に聞き取り、さらにボランティアを受け入れる際の注意事項等を説明します。また、必要に応じてボランティアでは対応が困難な案件に関しては、区社協のネットワークを活用し、他機関や制度利用の調整・案内も行います。

(2) ボランティアの紹介

依頼内容に沿ってニーズに合致したボランティア登録者を探し、登録者の了解を得たうえで依頼者へ紹介するとともに、必要に応じてコーディネーターが同行のうえで、顔合わせ等の機会を設けます。区社協の登録ボランティアでの対応が難しい場合は、他区や市社協ボランティアセンター等関係機関との連携により調整を行います。

(3) 依頼終了後のフォローアップ

依頼終了後に活動状況について聞き取り、必要に応じてアドバイスやボランティア活動者との連絡調整を行います。

なお、長期間にわたる依頼も定期的に確認を行い、依頼者の状況や活動内容の変更等を確認します。

3. ボランティアコーディネートの推進について

(1) 活動希望者に向けて

ボランティア活動希望者の中には、どのような活動をしたいのか、何ができるのかが自身の

中で具体的になっておらず、活動内容が絞りきれていないこともあります。「活動をしたい」という気持ちをスムーズに活かしていくためには、まずは本会が実施する事業への協力から活動をスタートしていただくこともあります。

また、障害当事者の方から社会参加の一步としてボランティアをしてみたいという相談を受けることもあるため、受入先の開拓や障害理解の促進はもとより、各支援機関と連携した丁寧なコーディネートを中心としています。

(2) 依頼者に向けて

ボランティア依頼の背景には、生活全般に課題を抱えているケースも少なからず見受けられることから、必要に応じ本会地区担当職員や行政機関、地域ケアプラザ等でのケースカンファレンスに繋げることで、多角的な支援に努めます。

【令和5年度ボランティア登録数】

	総 数
個人登録者数	242 名
団体登録数	43 団体

【令和5年度ボランティア依頼についての相談件数】

66 件

【令和5年度ボランティアコーディネート実数】

内容	依頼件数	紹介人数
単発依頼	46 件	59 名
継続依頼	20 件	36 名

エ ボランティアの育成・支援について

ボランティアの発掘・育成のために実施する事業の計画や、ボランティア団体及び活動者への支援策について、具体的に記載してください。

1. ボランティア発掘

(1) 各種講座の開催

ボランティア活動に関心のある方や今はまだ関心の薄い方、音楽・園芸など特定の分野を得意としている方など、さまざまな方がボランティア活動に興味関心を持っていただけるように、多様なボランティア講座を企画し実施します。

(2) 若い世代のボランティア発掘

これからの地域福祉を担う人材の育成のため、若い世代のボランティアを発掘します。具体的には、区社協実施事業（福祉イベントや共同募金など）等での学生ボランティアの募集とその後のボランティア活動への移行、企業と連携した事業の展開（見守り支援事業「いそまる」、一日ボランティアデーの設定など）によるボランティアへの関心増など、特定の世代に絞った働きかけを行います。

（３）広報紙・リーフレット等の発行

「ボランティアセンターパンフレット」や「ボランティアニード情報」、「区社協広報紙・福祉いそご」によるボランティア活動の周知と発掘を行います。「ボランティアとは、ボランティアセンターとは」、「現在募集しているボランティア活動の内容」、「ボランティア団体や活動中のボランティアの紹介」など幅広く取り上げることで、ボランティアセンターについての理解を深めるとともに、ボランティア活動へのモチベーション増加へとつなげます。

また、紙媒体だけではなく、区社協ホームページやX、LINE等を活用することですべての世代の方が自身の取得しやすい方法で情報が集められるようにします。

２．ボランティア啓発

（１）福祉教育（啓発）の実施

学校や地域・企業に向けた福祉教育・啓発を行うことで、ボランティア人材の発掘へとつなげていきます。車椅子の操作や視覚障害者の誘導体験、障害当事者の講話、共同募金（街頭募金）への参加など、相手方の状況や関心に沿ったものを実施し、貴重なボランティア人材として活躍するための種を蒔きます。

（２）広報紙・リーフレット等の発行

上記、１（３）に記載の方法で啓発活動を行います。

（３）いそごふれあいフェスティバルでの実施

区社協、磯子センター、磯子地域ケアプラザの３館合同での「いそごふれあいフェスティバル」を実施し、ボランティア団体の協力を得て手話体験や視覚障害者の誘導体検討を実施し、磯子区民に対してボランティア活動への啓発を行います。

３．ボランティア活動者への支援

（１）ボランティアコーディネートによる支援

ボランティア依頼者・ボランティア活動希望者双方の想いを丁寧に聴き取り、双方の希望に沿ったコーディネートを行います。活動に対する悩みや不安を職員が一緒に解決することで、安心して活動を継続できるようにします。また、必要に応じてボランティア活動前の顔合わせを実施し、職員が同行しサポートします。

（２）助成金事業や寄付の配分での支援

区社協で実施する「磯子区ふれあい助成金」や「いそごサロン事業助成金」での助成や「善意銀行配分金」や「善意銀行物品寄付」の配分を通じてボランティア団体の支援を行います。単に助成金を配分するだけでなく、ヒアリングや活動見学・情報提供を行い、継続した活動のための支援も行います。

(3) ボランティア団体の広報活動の支援

広報面で課題を抱えている団体が多くみられます。自身でのホームページ作成が困難でそれ故に若い世代に声が届きづらい、広報紙をつくっても予算の関係上あまり多くは配布できないなどの課題に対して、区社協のホームページでの紹介や広報紙「福祉いそご」での紹介などで、団体の活動をより多くの方に知っていただき、新規のボランティア参入につながるよう支援を行います。

(4) ボランティア保険の受付

安心したボランティア活動ができるように、ボランティア保険の受付を行います。

4. 職員のスキルアップ

(1) 研修への参加

ボランティアコーディネーター向けの研修や接遇研修、各種制度に関する研修等に積極的に参加し、多様な方々の相談に対し幅広く対応できるようにします。

(2) 職場内ミーティングの実施

毎日の打ち合わせや定例の職務ミーティング等を行うことで、相談の継続性はもちろん、OJT形式によるスキルアップへとつなげ、職員全体のスキルの底上げを図ります。なお、職務ミーティングでは、ボランティアセンターだけではなく、移動情報センター等と合同で実施することで、ボランティアセンターだけでは解決が困難なケースにも対応できるようにします。

(3) 他の関連組織とのネットワークについて

ア 関係機関及び地域団体との連携について

関係機関及び地域団体の情報把握及び連携について、考えを記載してください。

本会は、拠点利用団体や関係機関・団体との連携・協働を有効なものとするため、各種取組の可能性を広げながら、磯子区全体での福祉のまちづくりを進めます。

拠点の運営を通じて区内の福祉ネットワークづくりに取り組みながら、市内 18 区社協や横浜市ボランティアセンター等市域団体との情報共有を進め、地域・区域・市域を重層的につなぐ連携の要としての役割を果たします。

1. 拠点登録団体との連携

本拠点はボランティアグループや福祉保健活動団体、自治会町内会、障害当事者団体など、

多様な活動団体が登録・利用しています。

各団体からの情報を収集することで、分野ごとの状況・課題把握に努めるとともに、本会主催のボランティア入門講座の講師を依頼する等、団体の特徴を活かした取組につなげていきます。

2. 地域活動団体や関係施設等、本会会員との連携

本会は会員組織として、地区社協、民児協、自治会会町内会、地域ケアプラザ等の関係機関、ボランティアグループ、シニアクラブ等福祉保健関係団体、障害児者団体等、様々な分野の団体から構成されています。これらの強みを活かしながら、多様な団体と連携した事業を実施します。

3. 企業や社会福祉法人（施設）との連携

清掃等のボランティア活動や金銭・食料等の寄付、見守り支援事業いそまるやフードドライブ等の区社協実施事業との連携など、企業からの地域貢献活動に関する相談が増加しています。また、区社協会員の社会福祉法人（施設）から各施設の特性を活かした地域貢献活動に関する施設間連携等の必要性についてのご要望もいただいています。

それらの相談に対して、既に区社協のネットワークを活用したコーディネートや提案行っていますが、今後も企業や社会福祉法人（施設）と地域を結びつける役割を積極的に果たしていきます。

4. 子育て関連機関・団体との連携

地域子育て支援拠点「いそピヨ」や区社協会員施設との連携、保育園園長会への参加など、子育て関連機関・団体とのつながりを深めることで、磯子区内の子育て支援に取り組みます。

5. 災害に備えた連携

区役所総務課や磯子区災害ボランティアネットワーク等と平時から災害時を想定した対応の協議や訓練を行うことで、大規模災害発生時に災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営できるよう努めます。また、発災時は、高齢や障害、子育て世帯、外国人等、平時に増して多様な方からの相談が寄せられることが想定されるため、平時より関係団体との連携を深め、相互の協力体制がとれるよう取り計らいます。

6. 団体事務を通じた連携

区社協が団体事務を担う7団体（日本赤十字社神奈川県支部・磯子区地区委員会、磯子区赤十字奉仕団、神奈川県共同募金会磯子区支会、磯子区更生保護協会、磯子保護司会、磯子区更生保護女性会、磯子遺族会）に関わる関係機関や会員との連携を深め、磯子区内の地域福祉活動の推進や地域課題の解決へとつなげていきます。

7. 横浜市・各区社会福祉協議会との連携について

区域における地域福祉推進の中核を担う 18 区社協のネットワークを活かし、情報共有を進めます。

イ 区行政との協働について

区地域福祉保健計画、区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について、具体的な計画を記載してください。

1. 「地域の皆さまとともにつくる 次世代を育む笑顔あふれるまち・いそご」の実現

本会は磯子区運営方針である「地域の皆さまとともにつくる 次世代を育む笑顔あふれるまち・いそご」の実現を念頭に置きながら、磯子区地域福祉保健計画の共同事務局、そして地区支援チームの一員として、区役所や区内 7 地域ケアプラザ等との連携により地域支援を進めます。

そうした中で、福祉保健活動拠点は、区内の地域福祉が今まで以上に充実・発展していくための「活動の場」の提供やボランティア育成・支援などを行う機能を担いますが、それらを担う上でも区全体が目指す方向性を十分に認識し、求められる役割を果たしていきます。

2. 日常的な情報共有

福祉保健活動拠点の運営に留まらず、本会は日頃から区役所との連携を密にし、各種事業の実施に努めています。

特にボランティアセンターや権利擁護事業、生活福祉資金貸付事業、生活困窮者への食支援をはじめとする個別支援業務においては、本人が抱える困りごとが重層的に絡み合っていることが多く、その課題解決には多くの福祉関係者の協力が不可欠となります。今後も区役所の各課と連携しながら各種事業を実施していきます。

3. 区役所実施事業等への参加・協力

「いそご地域づくり塾」や磯子まつりと同日開催の「いそごふれあいフェスティバル」等、区役所と一緒に様々な事業を展開しています。今後も区役所の事業等に積極的に参加・協力し、磯子区運営方針の実現のために各関係機関との協働を進めていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料が拠点運営の財源であることを十分に意識し、全職員が責任をもって施設運営に取り組みます。また、予算の執行にあたっては、利用者サービスの向上を第一とし、さらなる利用満足度の向上に資することを念頭に置くとともに、自主財源を活用した備品等の整備を積極的に進めます。

1. 施設整備（ハード面）に関わる経費

施設・設備の維持管理に関わる費用を適切に執行するとともに、設備等の経年劣化が進行しているため、拠点運営に支障が出ない範囲で必要な点検、早期の修繕、計画的な備品整備を区役所と連携を密にしながら進めます。

2. 運営を支える人材等（ソフト面）に関わる経費

ソフト面では、適正な職員配置を行うことで、ボランティア相談も含めた総合相談機能を高め、住民や当事者のニーズに即した様々な事業、各種講座の開催、福祉情報の収集と提供等を行います。

また、合築施設の特長を活かし、利用者や相談者の状況に応じて他施設に繋げる等、それぞれの施設の強みや特性を理解し、既存の枠組みを超えて支援できるよう、日頃からの情報共有・連携に取り組みます。

あわせて、職員一人一人のスキルアップを通して、利用する側の視点に立った運営に資するため、外部研修への派遣も含めた職員研修のさらなる充実に努めます。感染症対策を含めた衛生管理について適切な知識の習得と実行に努め、利用者の安心、安全につなげます。

(2) 運営費の効率性について

運営費等について低額に抑える工夫について記載してください。

1. 人件費

運営に必要な職員配置分を指定管理料にて執行します。事務の効率的な執行を常に心がけて、健康管理やワークライフバランスの観点からも週に1回、月に最低6回の「カエルデー」を設ける、毎日の夕礼の中で超勤の有無の確認、業務の見直しなどを行うことで、職員の超過勤務の削減に努めます。

また、求められる役割分担により非常勤職員を雇用することで、人件費の抑制を図ります。

2. 事務費について

消耗品等は品質を十分に担保しながら、可能な限り低廉な商品を選定することで経費の節減に努めます。

あわせてデジタルの活用による業務の効率化や資料のペーパーレス化を進め、用紙を使う場合は、両面印刷や裏紙の活用を徹底する等紙の使用量自体の抑制に努めます。

また、不要な照明の消灯や空調機器の温度管理の適正化等により、環境配慮活動にも寄与しながら、経常費用の節減に努めます。

これらの取組に加えて、経費節減を業務の効率化、省力化の一環として捉え、職員会議等で各職員同士が積極的にアイデアを出しあい、経費節減の取組を随時実施していきます。

指定管理料提案額・収支予算書
(磯子区福祉保健活動拠点)

(単位:円)

■指定管理料提案額(A)
=支出(C)－その他収入(B)

■指定管理料提案額(A)は、
上限額の範囲内としてください。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指定管理料提案額(A)	18,276,000円	18,276,000円	18,276,000円	18,276,000円	18,276,000円

<収入>

(単位:円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指定管理料提案額(A)【上記再掲】	18,276,000円	18,276,000円	18,276,000円	18,276,000円	18,276,000円
その他収入(B)	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円
収入合計(A+B)	18,351,000円	18,351,000円	18,351,000円	18,351,000円	18,351,000円

<支出>

(単位:円)

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド 対象	(正規雇用職員等基礎単価×配置予定 人数)+(臨時雇用職員等基礎単価×配 置予定人数)	☐					
	賃金水準 スライド 対象外	・常勤職員通勤手当 ・非常勤勝職員通勤手当	☐					
事業費		・諸謝金 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・保険料 等	☐					
事務費		・旅費交通費 ・保険料 ・賃借料 ・通信運搬費 等	☐					
管理費		・光熱水費 ・保守管理、環境維持管理費	☐	3,917,000円	3,917,000円	3,917,000円	3,917,000円	3,917,000円
小破修繕費		・指定額 300,000円		300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
その他			☐	0円	0円	0円	0円	0円
支出合計(C)				18,351,000円	18,351,000円	18,351,000円	18,351,000円	18,351,000円
		うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(磯子区福祉保健活動拠点)

1 人件費の基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価(円)					
	配置予定人数(人)	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時雇用職員等	基礎単価(円)					
	配置予定人数(人)	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人

2 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

福祉保健活動拠点担当の職員については、常勤職員1名(平日日中勤務)を充てます。管理監督者にあたる事務局長および事務局次長については、他業務との兼務とします。

非常勤職員については、月～土曜日の日中については、ボランティアコーディネーター(非常勤)を配置し、月～土曜日の夜間帯および日祝日については、拠点担当非常勤職員を配置することで、年間を通した切れ目のない職員配置に努めます。

なお、ボランティアコーディネーター(非常勤)および拠点担当非常勤職員については、複数名でのローテーションで対応します。